

第7回農業委員会定例会(シナリオ)	
1 日 時	令和7年7月30日(金) 午前10時00分 午前10時15分
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、 5 赤坂委員、6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	4 渡橋委員
推進委員	須賀推進委員、片田推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第30号 非農地承認申請について 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番井上委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、4番 渡橋委員です。 それでは、日程第1、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は計216㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、玉ねぎ・はっさくを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北東へ約420m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は田、面積は167㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画はぶどうを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南西へ約200m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,224 m ² です。 資材置場・重機置場・駐車場2台の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、中通小学校校舎から北へ約1 km付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,582 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。

片田 推進委員	JR 大乗駅から北へ約 210m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 30 号「非農地承認申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、福田町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 264 m ² です。申請地は、JR 大乗駅から北東へ約 480m 付近にあります。 昭和 61 年に取得したときより非耕作状態であり、現況は原野となっています。申請地は平成 30 年第 3 回総会の議案「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」において非農地と判断済のため、事務局により非農地と判断いたします。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、報告第 13 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～10 ページをご覧ください。 令和 7 年 6 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 10 件、筆数は田 8 筆、畑 36 筆の計 44 筆、面積は計 16,935 m ² の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 6～10 ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和7年第7回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 井上 美津子